

各指針の主な改正内容

指針	一部改正内容
産業廃棄物の処理施設の設置等に係る指針	<p>1 本文</p> <p>(1) 第1 (冒頭)</p> <p>ア 「都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条」を「都市計画法 (略) 第8条第1項」に修正</p> <p>(2) 第1 (2)ア</p> <p>ア 「集中する場合において (略)」を「処理施設と集中する場合において (略)」に修正</p> <p>イ ③(イ)bの「公害の防止に関する条例 (昭和48年条例11号。以下「公害防止条例」という。)」を「良好な生活環境の保全に関する条例 (昭和48年条例11号)」に修正 (同様に (オ) 及び (カ) の記載も修正)</p> <p>ウ ③ (オ) に「c 同条第14項で定める水銀排出施設」を追加</p> <p>エ ③ (カ) の「a 大気汚染防止法第2条第10項で定める一般粉じん発生施設」を「a 大気汚染防止法第2条第9項で定める一般粉じん発生施設」に修正</p> <p>オ ③ (カ) の「b 同条第11項で定める特定粉じん発生施設」を「b 同条第10項で定める特定粉じん発生施設」に修正</p> <p>(3) 第1 (2)イ</p> <p>ア 「近接する場合において (略)」を「処理施設と近接する場合において (略)」に修正</p> <p>イ ①の「(略) …国、都道府県若しくは市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの」を「(略) …国、都道府県及び市町村以外の者が都道府県知事の認可を得て設置したもの」に修正</p> <p>ウ ②の「(略) …第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設 (認定こども園)」を「(略) …第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設 (認定こども園)」に修正</p> <p>エ ⑤の「(略) …同法第29条に既定する有料老人ホーム (中略) …高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成13年8月3日国土交通省令第115号) 第3条第6号で定める高齢者専用賃貸住宅等、多数の高齢者が集団で利用する施設」を「(略) …同法第29条で定める有料老人ホーム (中略) …高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) 第5条第1項で定めるサービス付き高齢者向け住宅等、多数の高齢者が集団で利用する施設」に修正</p>

指針	一部改正内容
	<p>3 第6(3)ア 「条例第34条(事業計画説明会)については条例第41条)に規定する意見書の提出先及び提出締切日を明示すること。」 を「条例第37条第3項(事業計画説明会)にあつては条例第41条)に規定する意見書の提出先及び提出可能な期間について説明すること。」に修正</p>